

# 令和5年度第1回豊田市廃棄物処理施設等審査会 会議録

## 1 開催日時

令和5年9月28日（木） 午前9時00分から午前11時00分まで  
豊田市役所環境センター3階 環境部会議室

## 2 出席及び欠席した委員の氏名

会場出席：佐野泰之（会長）、井上隆信（副会長）、市橋克哉、中井健太郎  
Web出席：東海林孝幸  
欠席：なし

## 3 出席した職員の職名及び氏名

廃棄物対策課長 青木誠、同課 監視・審査担当長 石田尚志、  
同課主査 柴田直紀

## 4 説明又は意見陳述のために出席した関係者の職名及び氏名

(株)相建 代表取締役 荒賀剛志、(株)コスモ設計 塚本隆敏  
(以上、現場のみ出席)

## 5 会議に付した案件

(株)相建の産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要について

## 6 議事の概要

以下のとおり

## 7 その他

傍聴人1名

## 議事の概要

### 【事務局】

- ・全ての委員が出席しているので、廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）第6条第2項の規定により、本日の審査会は有効に成立している。
- ・委員の互選により、会長の選任をお願いする。

**- 互選により佐野委員が会長に選任され、佐野会長の指名によって井上委員が副会長に選任 -**

**【佐野会長】**

- ・本日は、(株)相建から提出された安定型最終処分場の変更許可申請について、最初の審議となる。議題について説明を事務局に願います。

**- 事務局の説明 -**

**【佐野会長】**

- ・説明について、意見や質問などがあれば願います。

**【市橋委員】**

- ・騒音に関して、環境基準値が 55dB のところ将来騒音レベルの値が 54.9dB となっており、基準はぎりぎりではあるが満たしている。測定条件が重機 2 台の稼働となっているが、この意味を教えてください。
- ・また、環境基準値 55dB に対して将来騒音が 55.1dB となった場合、変更許可申請に影響が出るのか、またはある程度弾力的に審査するものか教えてください。

**【事務局】**

- ・重機 2 台稼働時の最大値を見ている。当該事業者は重機を 2 台所持しており 2 台動かした時どの程度影響があるかということ調べている。
- ・基準には規制基準と環境基準があり、今回の 55dB は環境基準の値。環境アセスメントは環境基準と比較することが多く、環境基準は生活環境上満たすことが望ましい目標値となっており、今回は環境基準も下回っている結果と考えている。

**【市橋委員】**

- ・審査で確認する基準は規制基準であって、環境基準よりももう少し値が高いということか。
- ・環境基準をぎりぎり満たしており、そのこと自体は直接的に許可には影響がないということか。
- ・審査する際、この環境基準は考慮しなくてもよいか。

**【事務局】**

- ・基準値はもう少し高く、作業騒音の基準として 75dB となっている。それよりも

低い。環境基準と比較しても下回る結果となっている。

- ・この数字を見る限り許可にはほとんど影響ない。

#### 【市橋委員】

- ・報告書には2台動かすのはたまにしかないとなっているが、通常稼働しているのは1台で、特別にたくさん搬入されたりする場合2台で稼働することもあるということだと思うが、2台稼働はどのくらいの頻度で起こるものなのか。

#### 【事務局】

- ・搬入時に2台稼働し、その後覆土と転圧で1台稼働するというような運用の仕方をしていると考えている。

#### 【市橋委員】

- ・考え方として、事業者自主規制でやってもらうのか、許可時に気を付けるよう俯瞰<sup>ふかん</sup>を付けるのか。
- ・審査会としての意見に騒音に気を付けるよう書くこともできるのではないか。

#### 【佐野会長】

- ・環境基準値は、行政には目標値ではあるが、その一方で現状非悪化という考え方もある。住民に対して、なるべくこの現状の環境を悪化させないように努力することを促すことが大事かと思う。
- ・現在苦情が出ていないのであれば住民から許容されていると判断できるが、今後処分場が積み上げられて、今まで作業しているところが見えなかったものが丸見えになっていく。音が直接飛ぶことにより現状よりも騒音が大きくなり、苦情が出る可能性もあることから事業者は注意が必要かと思う。
- ・書類を見てダメとは言わないが、今までよりも騒音が大きくなる可能性があるため、気を付けて苦情が出ないようにやっていただきたいと思っている。

#### 【事務局】

- ・今回の報告書の結果から、許可の際に俯瞰を付けるレベルではないと考えている。
- ・審査会の意見として、「現状非悪化にならないように努めること」というように出すことは可能。

#### 【井上副会長】

- ・別紙2の地図を見ると、直近民家は処分場東側の場所でよいか。

- ・今回は直近民家に近い側が拡張されるが、影響評価した際に想定した重機2台の稼働場所は何処か。この新規拡張範囲の民家に近い場所を想定しているのか。

【事務局】

- ・処分場東側の家が直近民家であり、地主の家である。
- ・基本的に騒音レベルが最大となるよう事業者は測定しており、できる限り直近民家に近い位置を想定していることが考えられる。
- ・生活環境影響調査報告書 P.65 の No.1 がおそらく一番近い測定地点であり、値が 80.5dB である。

【井上副会長】

- ・処分場と直近民家の間に森林があるため音が低減されるのではないか。
- ・135m は No.1 からの距離か。

【佐野会長】

- ・回析まで見ておらず、単純な距離減衰<sup>きょりげんすい</sup>での効果を見ていると考えられる。

【事務局】

- ・距離減衰で計算していると思われる。
- ・周辺環境影響調査報告書 P.71 の図面のとおり、できる限りその住宅から近い敷地境界を予測地点としており、矢印で結んだ発生源（☆マーク）で重機が動いた時を想定している。
- ・P.72 の赤線に重なる矢印の頭のあたりが、直近民家から近い場所で重機を動かす想定場所となる。

【井上副会長】

- ・これまで4回拡張工事を行っているが、今回急にぎりぎりの騒音レベルになったのか、今回もこれまでの拡張と同じレベルの騒音が想定されるが、今まで特に苦情等の問題もなかったのか、というと後者でよいか。

【事務局】

- ・拡張により民家との距離が多少近くなっているので数値が少し上がっている。ただ、問題となるレベルではないと考えている。

【井上副会長】

- ・これまでと同じような騒音レベルという事がわかった。

【市橋委員】

- ・ 寄与騒音が現在 53.8dB だが、今後拡張すると 54.9dB になるということか。

【佐野会長】

- ・ 将来騒音レベルというのは、機械の音（寄与騒音）と暗騒音（現況騒音）を足したもので、53.8dB 足す 48dB が 54.9dB という考え方。
- ・ 機械が動いていない時に 48dB、機械の音だけが発生した場合 53.8dB、それに暗騒音と機械の音を足し合わせたのが 54.9dB で、単純な足し算にはならない。

【市橋委員】

- ・ 承知した。
- 

【井上副会長】

- ・ 水質について、浸透水というのは地下水を測定しているということか。
- ・ 以前より BOD 濃度の変化が大きいと思われる。最大値は 20mg/L であったと報告があり、基準値と同じ値になっている。
- ・ 埋立地は元々山林であって、埋め立てているものが有機物を含まないものが埋め立てられているが、なぜ BOD が 20 とか 19、18mg/L というような値が出てくるのか。有機物が混ざっているものが入っている気がするが、知見はあるか。

【事務局】

- ・ 廃棄物に触れた水を測定している。
- ・ 事業者から聞いた話だが、近くで動物の死体があり、その水が影響した可能性も否定できないということがあり、浸透水の場所を変えた経緯がある。
- ・ 令和 2 年 11 月 13 日の検査結果から位置を変えている。

【井上副会長】

- ・ 死体があった場所は埋立範囲ではなく、埋立地の影響とは言えないという解釈か。

【事務局】

- ・ おっしゃるとおり。

【井上副会長】

- ・浸透水の測定場所に規定はないのか。

【事務局】

- ・現在の浸透水採取場所は埋立範囲から外れているため、新たに廃棄物層を通過した浸透水を適切に取れる場所に作るよう指示しているところ。
- ・位置を決めた図面等を提出させ、各委員に報告する。

【市橋委員】

- ・ここのBOD基準値 20mg/L は、環境基準か。

【事務局】

- ・この基準値は規制基準となる。

【市橋委員】

- ・瞬間的というか5か月間程度おかしかったということか。令和2年4月22日だけ値が非常に高かったというのも気になる。

【事務局】

- ・おっしゃるとおり。
  - ・埋め立てられているのはほとんどががれきで、有機物はほぼ無いと考えられる。
- 

【中井委員】

- ・変更許可申請の概要 P.2 にて、埋立予定は7年間でその後3年間維持管理ということだが、その後の管理はどのようになるか。
- ・一般の方が立ち入ることは考えられるのか。

【事務局】

- ・植林されて山に戻される予定。
- ・立ち入ることはおそらく可能になると思われる。

【中井委員】

- ・そこはもう埋立地という雰囲気も無くなり普通の山に戻るとのことか。

【事務局】

- ・普通の山だが跡地指定というものがあり、山を削るといった行為は法律で制限を受ける。

【中井委員】

- ・立入りはあるかもしれないが、植林や被覆といった環境整備を、この維持管理期間の3年間でやるということか。

【事務局】

- ・おっしゃるとおり。
- 

【東海林委員】

- ・変更許可申請の概要 P.2 にて、粉じん測定も毎年4月に測定するかという意見に対して、定期的な測定はしないという回答があるが、拡張工事中には何かしらの測定は行う予定か。

【事務局】

- ・特に予定はないと聞いている。

【東海林委員】

- ・例えば、拡張する段階で何かしらの粉じん等が巻き上がるような状況が想定されるのであればと思ったが、今のところはないということか。

【事務局】

- ・おっしゃるとおり。
- 

【井上副会長】

- ・周辺環境影響調査報告書 P.99 の計画地での浸透水検査結果のヒ素の分析結果について、管理基準が 0.01mg/L 以下のところ、0.010mg/L となっている。
- ・P.97 に上流側井戸、P.98 に下流側井戸の地下水測定結果が掲載されているが、0.005mg/L 未満で定量下限値以下となっている。
- ・0.005 が定量下限値となっており、小数点以下 3 桁まで測定できる中で検査結果が 0.010 であることについては、ぎりぎり基準値であることから問題はない

が、こういう結果が出た時に 1 回で問題はないとするのか、再測定を行い超えることがないか確認する等措置が必要かと思うが行っているのか。

【事務局】

- ・今後も浸透水について測定していく。また、行政にて採水及び水質検査を実施し、もし基準値を超えることがあれば事業者の原因究明等の措置実施を求める。

【井上副会長】

- ・2022 年度等の測定結果はあるか。2022 年は 0.010 の項目は定量下限未満だったのか。

【事務局】

- ・毎年事業者から報告を受けており、基準値未満であることは確認している。
- 

【市橋委員】

- ・埋立終了後は山になるということについて、埋立終了後に報告があると思うが申請書類も審査するのか。

【事務局】

- ・処分場廃止確認申請の書類を審査する。廃止の基準があるので、基準通りになっているか行政で確認する。
- 

【佐野会長】

- ・審査会の意見について議論が尽くされたと思うので、審査会の意見を決定したい。

【事務局】

- ・審査会の意見を決定する上で何かあれば発言をお願いする。なければ現場を確認し、そこでも意見等をお聞きする。

【佐野会長】

- ・他法令で、騒音に関する意見を述べると事業者に対し、6 か月規制があったり



するが、そのような規制はあるか。

【事務局】

- ・規制は特にはない。審査会として先ほどの意見のような付議することがあればお聞きする。

【佐野会長】

- ・基準を満足しており、これでダメだということではないが、今までよりも遮蔽物の影響が少なくなり苦情が出る懸念があるため、その辺気を付けてやって欲しいということを事業者伝えてほしい。

【事務局】

- ・承知した。
- ・審査会について、会議の中で次回も審議や審査が必要な場合は、二回目の審査会を実施することとなるが、実施が必要か皆様にお伺いしたい。

【佐野会長】

- ・特段そのような必要はないと思うので、今回だけということではいかがか。

【各委員】

- ・異議なし。

【事務局】

- ・今後の流れとしては、審査会から頂いた意見をもとに、生活環境に配慮して事業が推進されるよう事業者と調整をさせていただく。

－ 傍聴人退席 －

－ 現地に移動 －

※関係者より、処分場拡張に関する説明があった

【関係者】

- ・埋立ては工事毎に覆土して転圧しており、埋立ての半分程度は覆土となっている。
- ・埋立方法は以前から変わっていない。また、造成に使った土については購入土

を使用する。

【事務局】

- ・既に出来上がっている堰堤はそのままとして埋立てをしているのか。

【関係者】

- ・そのまま法面を崩さず埋立てを行う予定。
- 

【佐野会長】

- ・水質検査の場所を教えてほしい。

【関係者】

- ・上流側の地下水井戸は当初から処分場の北側にある。
- ・下流側の地下水井戸は、前回拡張した時に新たに設置した。処分場の入口付近に塩ビパイプが出ており採水できるようになっている。
- ・浸透水は元々処分場の東端に設置されていたが、現在は処分場の中央に位置を変更した。
- ・処分場設置当初の浸透水採水場所が処分場の外という指摘があったことから、処分場の敷地内に移動させた。

【佐野会長】

- ・動物の死体があったところはそこか。

【関係者】

- ・そのとおり。処分場設置当初の採水場所にあった。
- ・浸透水採水設備はドラム缶を埋めていた。現在の採水設備も同様の作りになっている。

【事務局】

- ・移設後の採取設備は後で案内してもらう。

【井上副会長】

- ・斜面は特に植生をしているわけではなく、勝手に種が芽吹いている感じか。
- ・草が生えていない部分があるが、なぜか。

**【関係者】**

- ・斜面には全く手を加えていない。
  - ・大雨で水路ができてしまう。崩れるわけではないが、どうしても一か所に集まり水路ができ、そのたびに修復している。
  - ・法面の土を元々の地山の土で造成したことから、土が良すぎて流れてしまう。粘土質の土を購入して造成する。
- 

**<移設後の浸透水採取施設付近にて>**

**【井上副会長】**

- ・採取設備はどのような構造か。

**【関係者】**

- ・ドラム缶がそのまま地中に埋まっている。
- ・ドラム缶の側面に穴が開いており、たまった水を浸透水として月に一回 BOD の検査を行っている。
- ・地下水に関しては年 3 回実施している。
- ・採水等もすべて業者に依頼している。浸透水の入替えは行っていない。水は 1 週間ぐらいで溜まる。

**【井上副会長】**

- ・浸透水が 1 週間ぐらいで溜まるのであれば、溜まった水を取った方がよい。

**【事務局】**

- ・採取方法と新しい浸透水採取施設の構造及び設置場所はしっかりと行政で指示をする。
- 

**<2022 年 3 月に変更許可を取得した埋立現場付近>**

**【関係者】**

- ・2022 年 3 月に許可を取得した場所となる。
- ・地下水を散水利用している。
- ・以前までは、当社の中間処理場から水を持ってきて散水していたが、下流側の井戸を新設した際、汲上式のモーターでくみ上げて水を溜めるようにしたので、基本的に散水用の水は常にある。

**【事務局】**

- ・搬入量は予定通りか。

**【関係者】**

- ・許可から一年半たっているが予定よりも少ない状態。